

# 令和4年度長久手市児童館昼食場所利用について(小学生対象)

土曜日、学校行事の代休日及び長期休暇中については、保護者からの申し出により、児童館内で昼食をとることができます。

この児童館昼食場所利用申込書は、一般来館児童を対象にしています。児童クラブとは異なり、児童をお預かりするものではなく、昼食場所の提供のみとなりますので、御理解をお願いします。

## 1 対象

保護者が居宅外で就労している等のため、昼食時間に留守家庭となる市内在住・在学の小学生

## 2 利用可能時間

児童館の開館中（なお、昼食時間は、おおむね正午から午後1時までの間とします）

※長期休暇中に限り、就労等の都合上、午前9時からの来館では間に合わない場合には、午前8時30分以降から御利用が可能です。

## 3 昼食場所

各児童館の指定された場所

## 4 衛生管理等

児童の持参する昼食については、児童館職員が所定の場所で保管します。なお、弁当の保冷管理はできませんので、出来る限り腐りにくいものを持たせ、個人で保冷袋を用意するなど、各家庭の責任において、弁当を持参してください。児童館では、食中毒、誤食等については責任を負いません。

菓子やジュース類の持ち込みは禁止です。

## 5 利用について

(1) 4月1日から翌年3月31日までのうち、以下の期間にて利用が可能です。

ア 学年始休み 4月1日から給食開始日前日まで

イ 夏休み

ウ 冬休み

エ 学年末休み

オ 土曜日

カ 学校行事の代休日

(2) 利用の際には、必ず1週間前までに、利用日を児童館まで御連絡ください。キャンセルする場合もお早めに御連絡をお願いいたします。

(3) 帰宅方法について

ア 午後4時30分までに帰宅する場合…児童のみで帰宅することが可能です。

イ 午後4時30分以降に帰宅する場合…保護者等が児童館へお迎えに来てください。お迎えがあるまでは児童館の敷地内で待機となります（閉館時間をお守りください）。

裏面に続きます

## 6 申込方法

- (1) 児童館昼食場所利用申込書に、同居している保護者全員の就労状況を記入し、希望する児童館に提出してください。
- (2) 申込書は保護者が記入し、各児童館に提出してください（児童が申込書を持ってきた場合は、受付できません）。
- (3) きょうだいで申込みをされる場合は、1枚の用紙で申し込んでください。
- (4) 申込書は年度ごとに受け取ります（学期ごとに出す必要はありません）。

## 7 受付期間

利用希望日の1週間前までに、希望する児童館に申し込んでください。

※長期休暇の間利用希望の方は、休暇開始1週間前までを目安に申し込んでください。

## 8 児童館下校について

児童館への道が不慣れな低学年等に配慮して、1学期の始業式から給食開始日前日の期間に限り、児童館職員が小学校まで対象児童を迎えに行く「児童館下校」を実施しています。

### (1) 申込方法

児童館昼食場所利用申込書と合わせて児童館下校利用希望日表を各児童館に提出してください（児童が申込書を持ってきた場合は、受付できません）。

### (2) 児童館下校受付期間

令和4年2月7日（月）から3月7日（月）まで

## 9 その他

- (1) 申込内容に虚偽があった場合、児童館の規則に従わない場合などには、利用をお断りすることがあります。
- (2) 保護者の就労場所、連絡先等に変更があった場合は、再度申込書を提出してください。
- (3) 保護者の就労のない日は、児童館で昼食を食べることはできません。
- (4) 昼食場所での集団指導は行いません。昼食場所の提供のみとなります。
- (5) 児童クラブ員は、児童クラブ開設日には利用できません。

問合せ先：子ども未来課児童係（直通Tel0561-56-0616）

または市HP（<http://www.city.nagakute.lg.jp/>）の「子育て・教育」→「子育て関連施設」→「児童館」→「こどもひろば」→「児童館昼食場所利用申込制度」のページを御覧ください。

市公式サイト「児童館昼食場所利用申込制度」ページQRコードはこちら→

